

九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機の  
電気事業法に基づく工事の計画の申請について

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

申請年月日等：

令和元年11月15日（原発本第140号）

補正年月日等：

令和2年 4月20日（原発本第36号）

令和2年 6月24日（原発本第70号）

令和2年 7月28日（原発本第110号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：玄海原子力発電所

位置：佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

3. 発電用原子炉施設の出力量及び周波数

出力： 3, 478, 000 kW

第1号機： 559, 000 kW

第2号機： 559, 000 kW

第3号機： 1, 180, 000 kW

第4号機： 1, 180, 000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

(一) 原子炉設備

3 計測制御系統設備

5. 工事の計画の内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：原子炉設備の改造

6. 申請の理由

玄海原子力発電所第4号機においては、設備の保守性向上の観点から、原子炉安全保護計装盤の更新を行うこととしており、これに合わせて安全保護系の論理演算機能に、マイクロプロセッサを用いたデジタル制御装置を適用す

る。

## (審査の概要)

### 1. 審査意見

電気事業法第47条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件（同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。）に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。